

## 意見書案第35号

令和7年12月16日提出

令和7年12月16日可決

提出者 市議会議員 角田修一  
同 三森和也  
同 大澤智之  
同 小曾根英明

### 地方自治法第178条の見直しを求める意見書

我が国の基礎自治体である市町村を単位とした地方公共団体は、当該普通地方公共団体住民による直接選挙を経て、「執行機関」である首長と「議事機関」である議会による二元代表制の下、それぞれが地方自治法の本旨に基づき住民の福祉増進を図るため、住民代表として対等な立場で、不断の政策議論を重ねその機能を担っている。

しかし、近年、学歴詐称問題等、首長の資質に関わり、当該自治体での各起因はあるものの、議会による不信任決議案提出及び可決に及んだことを機に議会解散を選択する事例が見受けられる。

当該普通地方公共団体における任期満了前の本来不必要的議員選挙や首長選挙の執行費用負担となるだけでなく、選挙に伴う行政運営の空白期間を招き、住民福祉増進のための不断の政策議論形成とは相反する事態が起きている。

このような中にあって、地方自治法第178条の首長による「議会解散権」の在り方に注目が集まっている。

政策や行政運営上での対立により住民判断を求める議会解散とは筋違いな議会解散権の濫用と受け止めざるを得ない行為を予防し、公正公平な二元代表制に基づく地方公共団体運営のための法的見直しが喫緊の課題として浮上している。

よって、国においては、地方自治法第178条規定の首長による議会に起因していない議会解散権行使に關し、速やかな見直しを図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

---

令和7年12月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

前橋市議会議長 富田公隆